

ごみ処理基本計画書 (改定版)

令和 6 年 度

岩内地方衛生組合

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画対象区域	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画期間	2
5. 広域処理の経緯・基本方針	2
第2章 行政区域の概況	4
1. 位置	4
2. 地象	4
3. 人口	6
4. 産業	6
第3章 ごみ処理の現状	8
1. ごみ処理体制	8
2. 行政区域内人口	10
3. ごみ排出量	11
4. 収集運搬	13
5. 中間処理	15
6. 最終処分	16
7. ごみの排出抑制・減量化	17
8. ごみ処理費用	18
9. 一般廃棄物処理システムの評価	19
第4章 ごみ処理の課題	22
第5章 ごみ処理関連の動向	23
1. 環境基本計画	23
2. 循環型社会形成推進基本計画	24
3. 廃棄物処理法基本方針	25
4. 廃棄物処理施設整備計画	25
5. 北海道循環型社会形成推進基本計画	26
第6章 計画の基本方針	27
1. 基本方針	27
2. 数値目標	28
第7章 ごみ量の見込み	30
第8章 ごみ処理計画	33
1. 基本方針の推進方策	33
2. 収集運搬計画	38
3. 中間処理計画	39
4. 最終処分計画	43
5. その他の計画	47
6. ごみ処理フロー	49
7. 事業スケジュール	50

資料編

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の仕組みを根本から見直し、循環型社会を構築するため、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、基本的枠組みが示された。この法律の下で、「廃棄物処理法」及び「資源有効利用促進法」が両輪となって廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進を図るほか、個別物品の特性に応じた規制法である「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」などに沿った具体的な施策の展開により、循環型社会形成に向けた取り組みは、ある一定の成果を得ている。

北海道においても、ごみの減量化やリサイクルを総合的・計画的に進めるため、平成17年3月に「北海道循環型社会推進基本計画」を策定し、循環型社会形成に向けた取組を進めてきた。その後、循環型社会の形成を加速させるためには新たな制度的な枠組みが必要との考えから、「北海道循環型社会の推進に関する条例」を制定し、この条例に基づき、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針や、北海道が講ずべき施策などの事項を定めた「北海道循環型社会形成推進基本計画」を平成22年4月に策定した。

岩内地方衛生組合（以下「本組合」という。）では、平成3年度、平成13年度、平成19年度、22年度に「ごみ処理基本計画」を策定し、啓発・啓蒙などによる発生抑制やごみ減量化の推進、資源ごみの分別収集・資源化によるリサイクルの推進、最終処分場の整備やダイオキシン類対策のための焼却施設の改造を行って適正処理の確保に努めてきたところであるが、国や北海道における新たな計画策定などを受け、また中間処理施設や最終処分場を新設したことから、計画を見直すこととした。

ここに策定する「ごみ処理基本計画」は、本組合における更なる循環型社会形成・ごみの適正処理に向けて必要となる目標及び施策等を明らかにするものである。

2. 計画対象区域

本組合の行政区域内全域（岩内町・共和町・泊村・神恵内村全域）とする。

3. 計画の位置づけ

廃棄物処理法第6条第1項に定められている一般廃棄物処理計画のうち、ごみ処理基本計画を策定する。

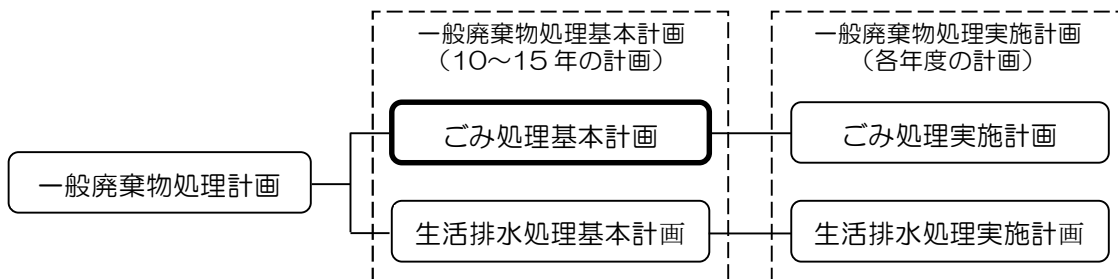
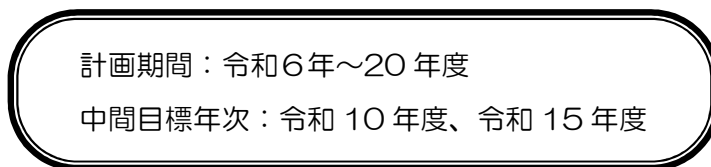


図 1-1 ごみ処理基本計画の位置づけ

4. 計画期間

令和6年度から令和20年度までの15年間とする。また、令和10年度と令和15年度を中間目標年次とし、計画目標の達成状況等の確認を行うほか、必要に応じて計画の見直しを行う。



5. 広域処理の経緯・基本方針

本組合の構成町村である岩内町・共和町・泊村・神恵内村は、北海道が平成9年に策定した「ごみ処理の広域化計画」の中で、後志支庁（現在は後志総合振興局）管内の南部に位置する14町村（構成4町村のほかに蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、島牧村、寿都町、黒松内町）で構成される南後志ブロックに枠組みされた。南後志ブロックでは、南後志地域廃棄物広域処理連絡協議会を設立し、平成11年度に「南後志地域ごみ処理広域化基本計画」を策定して次の基本方針を示した。

- 南後志ブロックを3つのグループ（岩宇・羊蹄・南部）に分けて考え、各々のグループに集約施設を設ける。
- 岩宇グループは、岩内地方衛生組合の現有ごみ焼却施設を改造し可燃ごみの処理を行う。
- 羊蹄グループは、倶知安町の現有ごみ焼却施設を改造しグループ内7町村の可燃ごみの処理を行う。

- 南部グループは、南部後志衛生施設組合の現行ごみ焼却施設を改造し可燃ごみの処理を行う。
- 平成27年度以降、南後志ブロック全体として可燃ごみの集約施設を新設する。

この基本方針に基づき、岩宇・南部グループは、平成14年12月のダイオキシン規制に伴うごみ焼却施設の改造を行い、また羊蹄グループは、平成14年度に倶知安町のごみ焼却施設の改造を行い、他の6町村のごみ焼却施設を廃止して、広域処理をしてきた。

平成20年度に南後志地域廃棄物広域処理連絡協議会による協議を再開し、今後のごみ広域処理に向けた検討を重ね、岩宇グループ・南部グループは、岩内地方衛生組合と南部後志衛生施設組合が共同で検討を進め、現状の枠組みでそれぞれにおいて施設更新を行うこととした。

本組合の概要

岩内地方には、一部事務組合として、隔離病舎組合（昭和39年8月19日設立）、衛生処理組合（昭和43年3月30日設立）、じん芥処理組合（昭和51年3月9日設立）の三組合があったが、昭和58年6月1日に合併し、その名称を「岩内地方衛生組合」に変更して現在に至っている。構成町村は、岩内町・共和町・泊村・神恵内村の2町2村である。

第2章 行政区域の概況

1. 位置

行政区域は北海道の道央圏、後志総合振興局管内のほぼ中央に位置し、札幌市から約90km、小樽市から約50kmの距離にある。

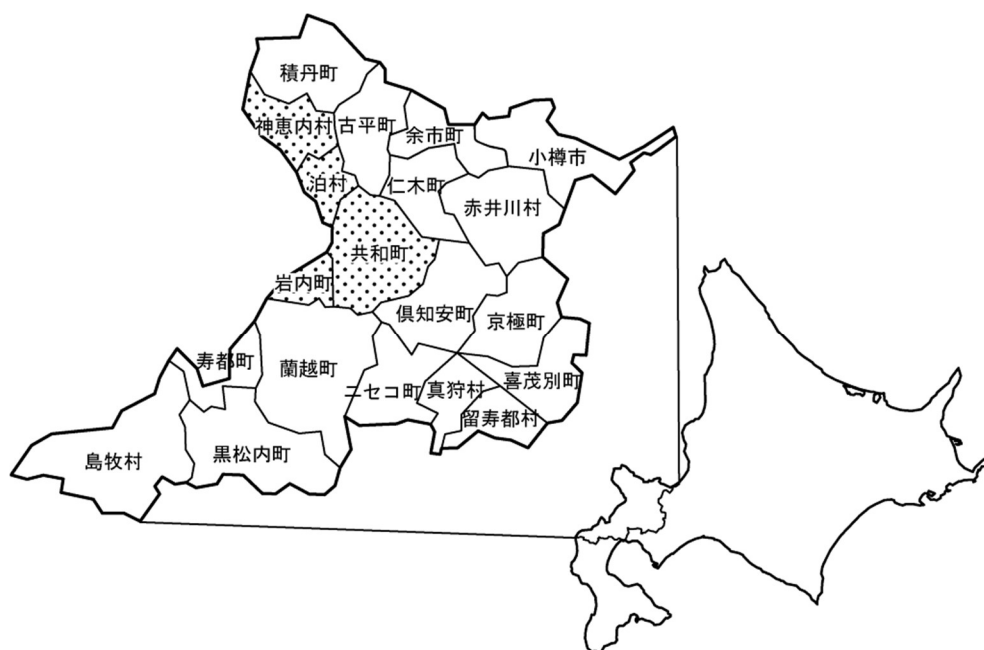


図 2-1 行政区域の位置

2. 地象

岩内町と共和町は、ニセコ連峰や岩内岳などの1,000m級の山々が背後に聳え、その裾野には比較的穏やかな丘陵地が広がっている。また、河川下流部には沖積平野（岩内平野）が広がり、その部分に市街地ならびに農地が整備されている。

泊村と神恵内村は、東部の山岳地域、その麓から海岸線まで形成された台地、海岸線ならびに河川下流域に形成された沖積平野に三分される。海岸部付近では、50m程度の断崖となって海に落ち込む険しい地形が多く、数少ない平坦部には集落が形成されている。

3. 人口

国勢調査における過去3回の人口及び世帯数を表2-3に示す。

人口は、平成22年度に比べて令和2年度は全町村で減少している。10年間で16.7%の減少となっている。

世帯数は、平成22年度に比べて令和2年度は減少している。10年間で8.4%減少となっている。

1世帯あたりの人口は各町村とも減少している。

表2-3 国勢調査における人口と世帯数の推移

区 分		岩内町	共和町	泊村	神恵内村	合 計
人 口(人)	22年度	14,446	6,403	1,882	1,122	23,853
	27年度	13,041	6,233	1,763	1,004	22,041
	R2年度	11,648	5,772	1,569	870	19,859
世帯数(世帯)	22年度	6,553	2,698	855	473	10,579
	27年度	6,239	2,854	887	434	10,414
	R2年度	5,750	2,728	813	401	9,692
人口/世帯数 (人/世帯)	22年度	2.20	2.37	2.56	2.37	2.25
	27年度	2.09	2.18	1.99	2.31	2.11
	R2年度	2.03	2.12	1.93	2.17	2.05

4. 産業

令和2年度の国勢調査における産業分類を表2-4に示す。

各町村とも第3次産業人口の占める割合が高くなっており、全体では第1次産業10.9%、第2次産業25.8%、第3次産業63.3%となっている。

共和町及び神恵内村では、第1次産業人口割合が他町村よりも高くなっている。特に共和町は、農業人口が多く、第1次産業人口が第2次産業人口よりも多くなっている。

表 2-4 令和2年度国勢調査における産業分類

(単位：人)

区 分		岩 内 町	共 和 町	泊 村	神 恵 内 村	合 計
第1次産業	農業	110	1785	11	2	908
	林業	2	3	1	0	6
	漁業	68	0	56	52	176
	小 計	180	788	68	54	1090
第2次産業	鉱業	4	1	2	0	7
	建設業	1173	420	90	36	1725
	製造業	578	236	26	10	850
	小 計	1755	663	118	46	2582
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	85	419	149	1	654
	情報通信業	13	6	1	—	20
	運輸業	226	86	15	6	333
	卸売・小売業	741	223	62	29	1055
	金融・保険業	68	16	6	1	91
	不動産業	46	29	1	3	79
	学術研究、専門・技術サービス	90	51	20	11	172
	飲食店、宿泊業	398	106	41	25	570
	生活関連サービス業、娯楽業	174	50	21	13	258
	教育、学習支援行	183	68	23	20	294
	医療、福祉	753	259	95	72	1,179
	複合サービス事業	127	71	21	12	231
	サービス業（他に分類されないもの）	470	204	78	41	793
	公務（他に分類されないもの）	298	152	67	55	572
分類不能の産業	26	25	4	2	57	
小 計	3698	1765	604	291	6,358	
合計		5633	3,216	790	391	10,030

第3章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理体制

本組合では、図 3-1 に示すように構成町村から排出される一般廃棄物の中間処理及び最終処分を行っており、施設搬入までは構成町村の事業範囲となっている。



図3-1 ごみ処理の事業範囲

ごみ処理処分フローは図3-2に示すとおりであり、平成30年4月から可燃ごみは、岩内地方清掃センター焼却施設で焼却し、残さを最終処分場で埋立処分している。不燃ごみ及び粗大ごみは、岩内地方清掃センター破碎施設で破碎できるものとできないものに選別し、それぞれ破碎、埋立している。破碎物は選別装置により鉄類・アルミ・可燃物・不燃物の四種に選別し、それぞれ売却、焼却処理、埋立処分している。資源ごみは、資源化施設で選別・保管し、有効利用を図っている。

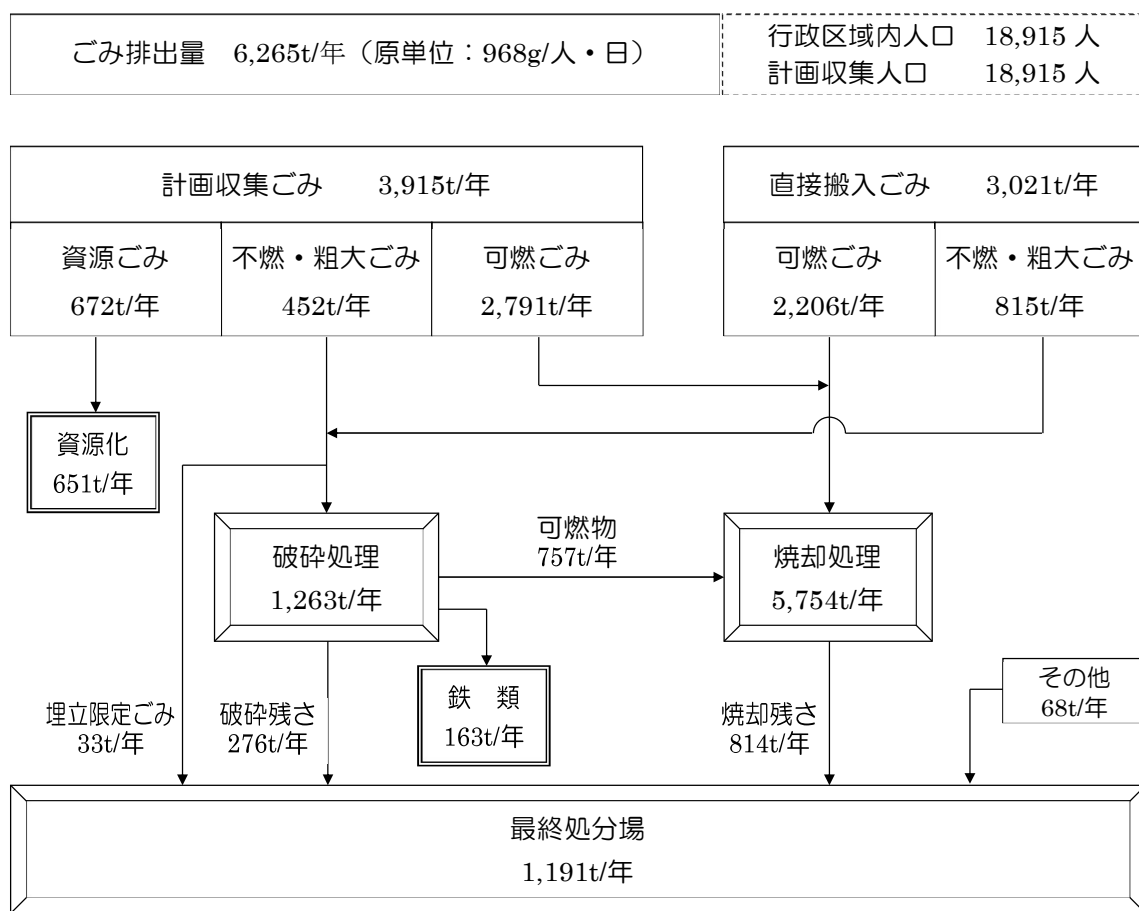


図3-2 ごみ処理フロー（令和4年度実績）

2. 行政区域内人口

構成町村の過去10年間の行政区域内人口の推移（平成25～令和4年度末人口）を表3-1に示す。行政区域内人口は各町村とも減少傾向にあり、近年の構成町村全体の対前年度比は-3.2%となっている。

平成13年度までは共和町と泊村で一部自家処理区域があったが、平成14年度以降は各町村とも行政区域内全域を計画収集しており、計画収集人口は行政区域内人口と同値となっている。

表3-1 行政区域内人口の推移

(単位：人)

区 分	岩内町	共和町	泊 村	神恵内村	合 計
平成25	14,013	6,337	1,794	970	23,114
26	13,586	6,258	1,751	942	22,537
27	13,256	6,139	1,736	909	22,040
28	13,076	6,022	1,717	899	21,714
29	12,796	5,969	1,664	882	21,311
30	12,473	5,842	1,637	849	20,801
令和元	12,178	5,773	1,592	817	20,360
2	11,814	5,664	1,549	798	19,825
3	11,658	5,570	1,523	783	19,534
4	11,222	5,458	1,463	772	18,915

3. ごみ排出量

構成町村の過去10年間のごみ排出量（計画収集ごみと直接搬入ごみの合計量）の推移を表3-2に示す。また、行政区域内人口から算出した1人1日あたりの平均排出量（ごみ排出原単位）を表3-3に示す。

ごみ排出量は、ごみ処理有料化実施（神恵内村は平成19年10月開始、岩内町・共和町・泊村は平成20年6月開始）の影響により大きく減少した。構成町村全体で見ると、ごみ処理有料化前は概ね12,500～13,000 t/年で推移していたが、令和元年度には約半分の6,543 t/年まで減少した。

ごみ排出原単位は、共和町が低く、泊村が高くなっている。ごみ排出量と同様に、いずれの町村もごみ処理有料化により減少し、構成町村全体で見ると、令和4年度は907 g/人日と1,000 g/人日を下回った。

平成25年度頃から、空き家の片づけや独居老人の家財道具等の整理による粗大ごみ等の排出量の増加が見られたが、徐々に減少し令和4年度は6,265 t/年となった。

表3-2 ごみ排出量の推移

(単位：t/年)

区 分	岩内町	共和町	泊 村	神恵内村	合 計
平成25	5,597	1,701	1,087	378	8,763
26	5,394	1,718	1,052	373	8,536
27	5,285	1,661	1,014	356	8,316
28	5,048	1,686	1,080	351	8,165
29	4,959	1,698	795	335	7,787
30	4,764	1,566	715	320	7,375
令和元	4,211	1,358	661	313	6,543
2	4,127	1,371	649	294	6,441
3	3,993	1,341	619	316	6,269
4	4,003	1,359	610	293	6,265

表 3-3 ごみ排出原単位の推移

(単位：g/人日)

区 分	岩 内 町	共 和 町	泊 村	神 恵 内 村	合 計
平成 25	1,094	735	1,660	1,067	1,039
26	1,088	752	1,646	1,084	1,038
27	1,092	741	1,600	1,072	1,034
28	1,058	767	1,723	1,070	1,030
29	1,062	779	1,309	1,040	1,001
30	1,046	734	1,197	1,064	971
令和元	947	644	1,137	1,050	880
2	957	663	1,147	1,009	890
3	938	660	1,114	1,106	879
4	977	682	1,142	1,040	907

※ごみ排出原単位=(計画収集ごみ量+直接搬入ごみ量)÷行政区域内人口÷365日×1,000,000

4. 収集運搬

4-1 分別区分と排出方法

ごみの分別区分は、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみの4区分である。資源ごみの分別収集は、各町村とも平成12年度より実施し、小型家電製品は平成30年度から開始している。

分別区分ごとのごみの種類及び排出方法は表3-4のとおりである。

表3-4 ごみの種類と排出方法

区分	ごみの種類	排出方法
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 紙類（紙くず、ちり紙、紙容器など） 衣類、布類 生ごみ、食用油 木の枝、草、花 木製品 皮革製品、ゴム製品 紙おむつなど 	<ul style="list-style-type: none"> 指定されたごみ袋を使用して、あるいはごみ処理券を貼って排出する 食用油は紙や布にしみこませるか、凝固剤で固めて出す 枝は長さ50cm以内とし径30cm程度にまとめる 1辺が50cm以上の木製品は不燃ごみとして出す
不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 小型家電製品 台所用品、水回り用品 ガラス、陶磁器類 プラスチック製品（文具、おもちゃなど） 資源物として収集していない容器類（油・化粧品びんや容器、汚れのひどいものなど） 	<ul style="list-style-type: none"> 指定されたごみ袋を使用して、あるいはごみ処理券を貼って排出する 割れたコップやガラスは紙などに包んで出す ビデオテープやカセットテープは可燃ごみとして出す
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 家具類 絨毯、カーペット 家電製品 その他（ミシン、自転車など） 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理券を貼って排出する 家電製品は家電リサイクル法該当品を除いたもの
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> びん類（飲料用、食品用の容器） 缶類（飲料用、食品用の容器） ペットボトル（飲料用、食品用の容器） プラスチック製容器包装（ポリ袋、外装フィルム類、プラスチック製ボトル、トレイ、パック、カップなど） 新聞紙 雑誌類 ダンボール 紙パック 小型家電製品（10品目） 	<ul style="list-style-type: none"> びん類はすべての色を一緒にして出す 缶類はスチール缶、アルミ缶を一緒にして出す 新聞紙、雑誌類、ダンボール、紙パックはひもで縛って出す ※資源ごみは無料収集 小型家電製品（10品目）については、各町村窓口にて回収
収集できないごみ	<ul style="list-style-type: none"> タイヤ、自動車部品、廃油 屋外ホームタンク、ドラム缶 農薬などの化学薬品・液状のもの 小動物の死体 事業活動に伴う廃棄物・引越などによる一時的な多量のもの 処理施設での処理が困難な形状・量・寸法のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 消火器、バッテリー、ガスボンベ、オートバイ ピアノ 注射器、注射針 各種リサイクル法に該当するもの

4-2 収集運搬体制

構成町村の収集運搬は、表3-5に示す体制で行われている。

収集区域は、構成町村いずれも行政区域全域としている。収集運搬実施主体は構成町村とも委託業者が行っている。収集頻度は可燃ごみ週2回、不燃ごみ週1回が多い町村で実施している頻度であるが、共和町では不燃ごみは月2回、泊村では可燃ごみは週4回収集している。排出方式はステーション方式が一般的であるが、岩内町では可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみを戸別収集している。

表3-5 収集運搬体制

区分	岩内町	共和町
収集形態	委託	委託
収集頻度	可燃：週2回 不燃：週1回 粗大：種類に応じて可燃か不燃の同日 資源：プラは週1回、それ以外は月2回	可燃：週2回 不燃：月2回 粗大：月2回 資源：紙・プラは月4回、それ以外は月2回
排出方法	可燃・不燃・粗大は戸別方式（一部ステーション方式） 資源はステーション方式	ステーション方式

区分	泊村	神恵内村
収集形態	委託	委託
収集頻度	可燃：週2回 不燃：週1回 粗大：年4回 資源：週1回	可燃：週2回 不燃：週1回 粗大：年4回 資源：週1回
排出方法	ステーション方式	ステーション方式 粗大ごみは戸別方式

4-3 指定ごみ袋・ごみ処理券の料金

指定ごみ袋及びごみ処理券の料金を表3-6に示す。

表3-6 指定ごみ袋、ごみ処理券の料金

区分		サイズ	枚数	料金
指定ごみ袋	可燃ごみ 不燃ごみ	5リットル	10枚入り	150円
		10リットル	10枚入り	300円
		20リットル	10枚入り	600円
		40リットル	5枚入り	500円
ごみ処理券	粗大ごみ		1枚	200円
	粗大ごみ以外		1枚	100円

5. 中間処理

本組合は、中間処理施設として平成30年3月までじん芥処理場、4月からは岩内地方清掃センターを有している。本清掃センターには、焼却施設と破碎選別圧縮施設があり、ともに循環型社会形成推進交付金を活用して平成27年度～平成29年度の3カ年で建設工事を実施し、平成30年4月に竣工している。

このうち焼却施設は、1日16時間運転、処理能力30t炉1基にて運転している。焼却時の余熱については、温水として施設内の給湯と暖房・融雪に利用している。

破碎施設は、処理能力が1日当たり7tの低速・高速回転式破碎機で、不燃ごみ及び粗大ごみを処理している。破碎物は、選別機によって鉄類・アルミ類を回収し、売却している。破碎残さ及び破碎できないごみ（埋立限定ごみ）は、埋立処分している。

清掃センター（焼却施設、破碎施設）の処理実績を表3-7、表3-8に示す。

表3-7 焼却処理の実績

(単位：t/年)

区 分		H30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度
搬入量	計画収集ごみ	2,983	2,973	2,919	2,853	2,791
	直接搬入ごみ	2,250	2,368	2,261	2,191	2,206
	破碎可燃物	908	696	758	711	757
	合 計	6,141	6,037	5,938	5,755	5,754
焼却処理		6,065	6,099	5,888	5,811	5,718
焼却残さ		859	887	878	857	814

表3-8 破碎処理の実績 ※30年度は埋立限定ごみを選別処理量で計算

区 分		H30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度
搬入量	計画収集ごみ	481	477	476	465	453
	直接搬入ごみ	964	725	785	761	815
	合 計	1,445	1,202	1,261	1,226	1,268
処理量	破碎処理	1,438	1,203	1,260	1,233	1,263
	埋立限定ごみ	9	9	13	21	33
破碎選別量	破碎可燃物	908	696	758	711	757
	破碎残さ	291	282	271	290	276
	有価物	230	217	218	211	197
	合 計	1,429	1,195	1,247	1,212	1,230

(単位：t/年)

6. 最終処分

本組合の最終処分場は、老古美地区の最終処分場と、平成25年5月～平成27年8月の2カ年工事で岩内町敷島内に建設した岩内地方最終処分場を有している。

老古美地区の最終処分場はごみの有料化等による埋立ごみの減量化効果で平成29年3月まで埋立期間を延ばすことができた(計画は平成23年11月迄)。

岩内地方最終処分場は、埋立面積 3,840 m²、埋立容量 23,509 m³、計画埋立期間は令和12年度までの15年間で、水処理能力は 10 m³/日、処理方式は接触ばっ気生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過方式で、平成30年3月までのじん芥処理場からの焼却残さ及び破碎残さ、平成30年4月から岩内地方清掃センターからの焼却残さ及び破碎残さ、破碎処理が困難な埋立限定ごみ、水処理汚泥等を埋立処分している。

埋立処分の実績(岩内地方最終処分場)を表3-9に示す。

表3-9 埋立処分の実績

(単位：t/年)

区 分		H30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度
搬 入 量	焼却残さ	859	887	878	857	814
	破碎残さ	291	282	271	290	276
	埋立限定ごみ	9	9	13	22	33
	水処理汚泥	5	2	4	2	1
	その他	0	5	365	62	67
	合 計	1,164	1,185	1,531	1,233	1,191

7. ごみの排出抑制・減量化

ごみの排出抑制・減量化を図るため、構成町村それぞれで取り組みを行っている。

7-1 啓発活動

広報誌等を通じた啓発を行い、住民意識の高揚を図っている。

7-2 集団回収

町内会・子供会等が自発的に行っている。

岩内町では、町内にあるバイオディーゼル燃料製造事業所での廃油リサイクルを図るため、廃食用油の回収を促している。

7-3 生ごみの減量化・資源化

共和町では、コンポスト容器・電動生ごみ処理機・有用微生物群使用容器の購入助成を行っている。コンポスト容器は、4千円を限度として、1世帯2台、2分の1以内の助成を行っている。電動生ごみ処理機は、4万円を限度として、1世帯1台、2分の1以内の助成を行っている。有用微生物群使用容器は、1,500円を限度として、1世帯1台、2分の1以内の助成を行っている。また、給食センターに生ごみ処理機を導入し、事業系生ごみの減量化に努めている。

7-4 繊維リサイクル

岩内町、神恵内村において、古着・古布などを回収してウエスにリサイクルする取り組みを行っている。

7-5 パソコンリサイクル

構成町村すべてにおいてリネットジャパンリサイクル株式会社と連携しパソコン等やその他小型家電製品の宅配回収を実施している。

7-6 ごみ処理有料化

ごみ処理費用の公平化を図り、ごみ減量化やごみに対する意識改革を促すため、神恵内村は平成19年10月から、岩内町・共和町・泊村は平成20年6月から実施している。

7-7 その他

一部スーパーでは、トレイ・紙パックの回収ポストを設置し、自主的にごみの減量化に取り組んでいる。また大手スーパーでは、ダンボールと発泡スチロールについて独自の回

収ルートを設け、ごみの減量化・資源化に努めている。

8. ごみ処理費用

本組合における平成30～令和4年度のごみ処理費用実績を表3-10に示す。

人件費、物件費等の直接経費と議会費等の間接経費を合わせた経常経費は270,000千円前後で推移している。平成30年度からは施設の運転維持管理を全面委託にしたことから増額した。これをごみ排出量1tあたりに換算すると、令和4年度では約46,712円、人口1人あたりに換算すると約15,482円となる。平成30年度との比較では、ごみ排出量1tあたり経費が約1.4倍、人口1人あたり経費も約1.4倍となっている。

表3-10 ごみ処理費用

(単位：千円)

区 分		H30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度
直接経費	人件費	31,079	31,115	31,115	25,239	25,113
	物件費	31,381	7,698	9,174	11,258	19,804
	委託費	130,908	145,133	151,125	152,933	150,975
	維持補修費	12,975	54,974	54,453	61,783	70,017
	小 計	206,343	239,166	245,867	251,213	265,909
間接経費	議会費	248	405	314	252	289
	総務費	16,547	28,807	23,545	20,021	21,056
	公債費	6,518	5,234	4,641	3,887	5,586
	小 計	23,313	34,446	28,500	24,160	26,931
経常経費 合計		229,656	273,612	274,367	275,373	292,840
(ごみ1tあたり：円)		34,375	41,818	42,597	43,926	46,712
(人口1人あたり：円)		11,040	13,439	13,839	14,097	15,482
修繕工事費等臨時的経費		27,000	0	0	0	0
リサイクルセンター経費		47,425	47,402	47,837	47,837	47,837
総 計		304,081	321,014	322,204	322,760	340,677

9. 一般廃棄物処理システムの評価

9-1 廃棄物の発生

ごみ排出原単位について評価する。過去5年間のごみ排出原単位を表3-11に示す。

構成町村のごみ排出原単位は、ごみ処理有料化により減少している。北海道及び全国のデータが公表されている令和2年について見ると、共和町で北海道及び全国の値を大きく下回っているが、その他3町村については大きく上回っている。

表3-11 ごみ排出原単位

(単位：g/人日)

区 分	H30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度
岩内町	1,046	947	957	938	977
共和町	734	644	663	660	682
泊村	1,197	1,137	1,147	1,114	1,142
神恵内村	1,064	1,050	1,009	1,106	1,040
構成町村全体	971	880	890	879	907
北海道	969	960	949	941	-
全国	919	918	901	890	880

9-2 廃棄物の再生利用

リサイクル率について評価する。過去5年間のリサイクル率を表3-12に示す。

平成20年5月から資源ごみの対象品目を増やし（従前のびん類・缶類・ペットボトルに加え、プラスチック製容器包装・新聞紙・雑誌・ダンボール・紙パックを対象にする）また、啓発活動やごみ処理有料化において資源ごみを無料とするなどして資源ごみ量の増加を図ってきた。しかし、北海道や全国の値を下回っている状況にある。

表3-12 リサイクル率

(単位：%)

区 分	H30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
構成町村全体	12.6	13.6	13.5	13.6	13.5
北海道	23.9	23.2	23.4	23.5	-
全国	19.9	19.6	20.0	19.9	19.6

$$\text{※リサイクル率} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理に伴う資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ排出量（計画収集量} + \text{直接搬入量）} + \text{集団回収量}}$$

※集団回収量は把握していないため0とする。

9-3 中間処理による減量化

排出されたごみのうち中間処理により減量化された割合（中間処理による減量化率）について評価する。過去5年間の中間処理による減量化率を表3-13に示す。

平成20年5月から資源ごみの対象品目を増やすなどして資源ごみ量の増加を図ってきたことから、北海道及び全国の値を上回っている。

表3-13 中間処理による減量化率

(単位：%)

区分	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度
本組合	83.0	90.3	84.0	89.7	89.8
北海道	60.4	62.0	61.7	63.0	-
全国	73.9	74.3	74.5	74.9	-

$$\text{※中間処理による減量化率} = \frac{\text{中間処理量} - (\text{処理後再生利用量} + \text{処理後最終処分量})}{\text{ごみ排出量} (\text{計画収集量} + \text{直接搬入量})}$$

9-4 最終処分

排出されたごみのうち最終処分される割合（最終処分率）について評価する。過去5年間の最終処分率を表3-14に示す。

平成20年5月から資源ごみの対象品目を増やしたことが影響し、平成20年度から最終処分率が減少している。北海道の値を下回っているが、全国の値よりは高くなっている。

表3-14 最終処分率

(単位：%)

区分	H30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度
本組合	15.8	18.1	23.8	19.7	19.0
北海道	18.2	17.9	18.3	16.9	-
全国	9.7	9.5	9.2	9.0	-

$$\text{※最終処分率} = \frac{\text{最終処分量}}{\text{ごみ排出量} (\text{計画収集量} + \text{直接搬入量})}$$

第4章 ごみ処理の課題

課題1 ごみの排出抑制

ごみ処理有料化によりごみ排出量は大きく減少したところであるが、近年は概ね横ばいとなっている。今後ともごみ排出抑制に対する意識の継続を図り、ごみ排出量を増加させることなく、ごみ排出抑制を進めていくことが必要である。

課題2 リサイクルの推進

資源ごみの対象品目を増やしたことによりリサイクル率は大きく増加したところであるが、まだ北海道及び全国の値を下回っている。このため、分別の徹底を図り資源ごみ量の増加に努めるほか、平成30年度より分別を開始した小型家電や令和4年4月1日より施工されたプラスチック資源循環促進法についても見直し及び検討をし、リサイクルの一層の推進を図っていくことが必要である。

課題3 適正処理の推進

ごみ処理量を完全にゼロにすることはできない。このため、環境に与える影響を最小にするよう配慮しながら、排出されたごみの適正処理に努めていくことが必要である。

課題4 中間処理施設について

焼却施設及び破碎施設は、平成30年4月に新設した岩内地方清掃センターが供用開始したところであるが、関連法令の遵守及び周辺環境の保全に十分配慮しながら、計画的に施設整備を進めることが必要である。

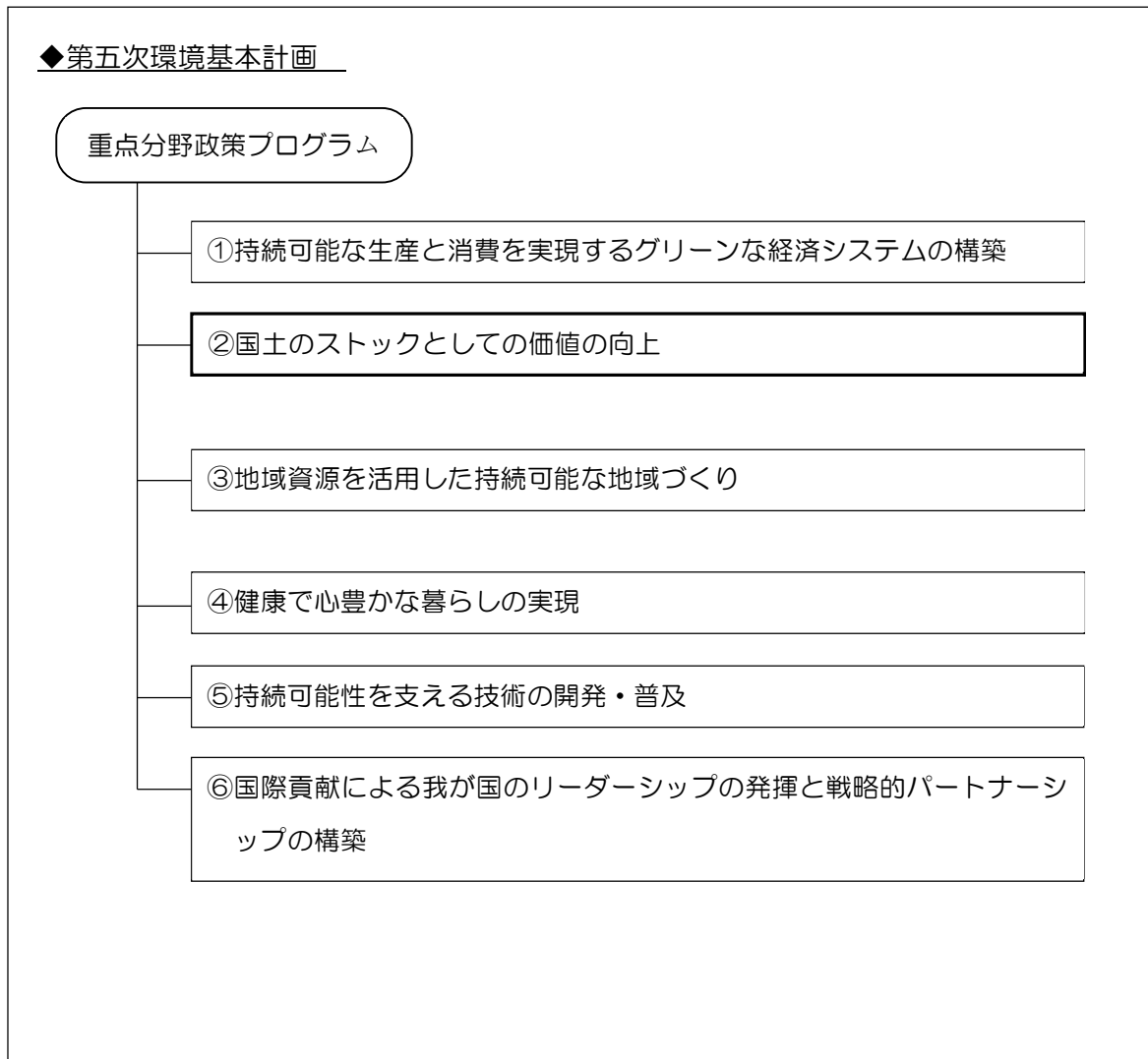
課題5 最終処分場について

ごみ排出抑制や資源ごみの分別収集実施により、最終処分場の延命化を図ってきたところであるが、残余容量が無くなったことにより平成27年9月に岩内地方最終処分場を新設した。埋め立て計画期間は15年間としているが、埋立物の減量化及び資源化の検討、関連法令の遵守及び周辺環境の保全に十分配慮しながら、計画的に施設整備を進めることが必要である。

第5章 ごみ処理関連の動向

1. 環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的・長期的な施策の大綱を定めたもので、平成30年4月に第五次環境基本計画が閣議決定された。



2. 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、①循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針、②循環型社会の形成に関し、政府が総合的・計画的に講ずべき施策、③その他循環型社会の形成に関する施策を総合的・計画的に推進するために必要な事項を定めたもので、平成30年6月に第4次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定された。

循環型社会形成に関する取組指標として、一般廃棄物の減量化に係る目標値が設定されている。

◆循環型社会形成推進基本計画

第4次循環型社会形成推進基本計画のポイント

- ①持続可能な社会づくりとの統合的取組
- ②地域循環共生圏による地域の活性化
- ③ライフサイクル全体での資源循環の徹底
- ④適正処理の推進と環境再生
- ⑤万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ⑥適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開
- ⑦循環分野における基盤整備

一般廃棄物減量化の目標値

2025年度目標値

1人1日あたりのごみ排出量

約850g/人/日

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

約440g/人/日

(資源回収されるものを除く)

事業系ごみ排出量

約1,100万トン

3. 廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法第5条の2に基づき、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量、その他その適正な処理に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本的な方針が定められている。

◆廃棄物処理法基本方針

- ◇できる限り廃棄物の排出を抑制する。
- ◇廃棄物となったものについては、不適正処理の防止やその他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う。
- ◇こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保する。

4. 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理法第5条の3に基づき、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るために5年ごとに策定されるもので、2018年度から2022年度までを計画期間とする廃棄物処理施設整備計画が平成30年6月に閣議決定された。

この計画では、廃棄物処理の目的である「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」の重要性について改めて強調するとともに、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進している。

◆廃棄物処理施設整備計画（目標）

ごみのリサイクル率	20%（2020実績）→28%（2027）
廃棄物エネルギーの外部供給率	41%（2020実績）→46%（2027）
一般廃棄物最終処分場の残余年数	2020年度の水準（20年分）を維持する
ごみ焼却施設の発電効率	20%（2020実績）→22%（2027）

5. 北海道循環型社会形成推進基本計画

北海道循環型社会の推進に関する条例第7条第1項に基づき、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針や、道が総合的かつ計画的に講ずべき施策などの事項を定めたもので、計画期間を平成22年度から10年間とする北海道循環型社会形成推進基本計画が平成22年4月に策定された。(H27年3月改定)

◆北海道循環型社会形成推進基本計画（目標）

一般廃棄物の排出量	約11%削減（平成24年度→令和元年度）
1人1日あたりのごみ排出量	約6%削減（平成24年度→令和元年度）
一般廃棄物のリサイクル率	30%以上（令和元年度）
一般廃棄物の最終処分量	約28%削減（平成24年度→令和元年度）

第6章 計画の基本方針

1. 基本方針

「循環型社会形成推進基本法」では、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、第五に適正処分という優先順位を念頭に廃棄物・リサイクル対策を講じるものとしており、本組合及び構成町村においても、この考えに基づきごみ処理事業を進めてきた。しかしながら、第4章でも示したように、いくつかの課題を抱えている。

今後は、住民・事業者・行政がそれぞれ担うべき役割や責任を相互により一層理解し合い、構成町村とのさらなる連携により循環型社会形成を目指すものとする。

住民・事業者・行政が一体となって「循環型社会形成」を目指す

基本方針1

排出するごみ量を可能な限り少なくする

基本方針2

排出されたごみのリサイクルを推進する

基本方針3

リサイクルができないごみの適正処理を推進する

2. 数値目標

基本方針を計画的に推進し実効性を確保するため、北海道の目標（「北海道循環型社会形成推進基本計画」の目標）を勘案して、計画目標年次（令和15年度）までに達成すべき数値目標を設定する。

2-1 ごみ排出量

ごみ排出量は減少しているが、今後もさらにごみ排出量削減を図っていくものとする。

計画目標年次において、平成30年度のごみ排出量から28.2%削減することを目標とする。また、ごみ排出原単位を5%削減することを目標とする。（道の目標は令和2年度から令和11年度にかけてごみ排出量約10%削減、ごみ排出原単位約5%削減）

ごみ排出量

平成30年度：7,375 t/年 ⇒ 令和5年度：6,543 t/年（▲11.3%）
 令和10年度：5,886 t/年（▲20.2%）
 令和15年度：5,297 t/年（▲28.2%）

ごみ排出原単位

平成30年度：971 g/人日 ⇒ 令和5年度：968 g/人日（▲0.3%）
 令和10年度：947 g/人日（▲2.5%）
 令和15年度：922 g/人日（▲5.0%）

2-2 リサイクル率

資源ごみの分別徹底や、広報等による住民への啓発によりリサイクルを推進していくものとする。

計画目標年次においてリサイクル率を15.6%とすることを目標とする。（道の目標は令和2年度から令和11年度にかけて30%以上）

リサイクル率

令和5年度：13.1%
 令和10年度：14.4%
 令和15年度：15.6%

※上記のリサイクル率には集団回収量が含まれていないことから、実際のリサイクル率はこれよりも高くなると想定される。

3-3 最終処分量

ごみ排出量削減やリサイクル推進による最終処分量の削減を図っていくものとする。

計画目標年次において令和4年度の最終処分量から25.0%削減することを目標とする。

(道の目標は令和2年度から令和11年度にかけて約20%削減)

最終処分量

令和4年度：1,191 t/年 ⇒ 令和5年度：1,012 t/年 (▲15.0%)

令和10年度：953 t/年 (▲20.0%)

令和15年度：893 t/年 (▲25.0%)

第7章 ごみ量の見込み

ごみ排出量及び処理量は、過去の実績を勘案して推計する。

計画収集ごみ量は、ごみ排出原単位について推計し、行政区域人口推計値を乗じて算出する。ごみ排出原単位は、ごみ処理有料化により大きく減少しているが、今後のごみ排出抑制を進め、令和6年度以降は、ごみ排出原単位を増加させずに、横這いで推移させるようにする。

表 7-1 ごみ排出量の推計

区分		令和元年度	令和6年度	令和10年度	令和15年度
岩内町	ごみ排出量 t	4,679	4,100	3,746	3,345
	原単位 g/人日	1,053	1,046	1,046	1,046
共和町	ごみ排出量 t	1,520	1,409	1,323	1,224
	原単位 g/人日	721	734	734	734
泊村	ごみ排出量 t	681	617	565	507
	原単位 g/人日	1,172	1,197	1,197	1,197
神恵内村	ごみ排出量 t	318	281	252	221
	原単位 g/人日	1,066	1,064	1,064	1,064
全体	ごみ排出量 t	7,198	6,407	5,886	5,297
	原単位 g/人日	969	968	966	964

第8章 ごみ処理計画

1. 基本方針の推進方策

基本方針1

排出するごみ量を可能な限り少なくする

- 施策 1-1 各主体の役割に応じた行動の実行
- 施策 1-2 ごみ排出抑制・リサイクルの普及啓発活動
- 施策 1-3 リサイクル活動の支援
- 施策 1-4 事業系ごみの自家処理・排出抑制の推進

基本方針2

排出されたごみのリサイクルを推進する

- 施策 2-1 資源ごみの分別収集の推進
- 施策 2-2 不燃・粗大ごみからの有価物回収
- 施策 2-3 関連法令に基づくリサイクルの推進

基本方針3

リサイクルができないごみの適正処理を推進する

- 施策 3-1 適切な中間処理の実施
- 施策 3-2 計画的な埋立処分の実施

基本方針 1：排出するごみ量を可能な限り少なくする

施策 1-1 各主体の役割に応じた行動の実行

ごみの減量を進めるには、今日の社会構造においては国や産業界の行動が重要であるが、その一方で身近なところからごみ減量化の取り組みを実践することも必要である。このため、住民・事業者・町村・本組合といった各主体が、それぞれの立場からごみ減量に向けた具体的な行動に取り組んでいく。

(1) 住民の取り組み

- ・ 大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直し、ごみを出さない工夫をする。
- ・ 使い捨て商品や過剰包装商品などごみとなるものの購入を控える。
- ・ 詰め替え可能な商品の使用に努める。
- ・ 買い物袋の持参を励行し、レジ袋などの利用を控える。
- ・ 再生品や環境にやさしい商品などの使用に努める。
- ・ 食べ残しや廃棄食品をなくすよう食生活を見直す。
- ・ 商品を購入した後は修理などしてできる限り長く使用する。
- ・ フリーマーケットやリサイクルショップなどを有効に活用し、ごみとなるものをできる限り減らす。
- ・ 町村や各種団体等が実施するイベントなどに積極的に参加する。
- ・ 生ごみの堆肥化やごみの分別・回収への協力など、ごみの減量・再資源化に積極的に取り組む。
- ・ 町内会など地域での集団回収に参加・協力する。
- ・ リターナブルびんは販売店へ返却する。

(2) 事業者の取り組み

- ・ 使い捨て容器などの販売を控える。
- ・ 包装を必要最小限とし、簡易包装の実施に努める。
- ・ レジ袋の削減・買い物袋の持参を勧めるための工夫をする。
- ・ 再生商品・再利用商品などの普及を図るための工夫をする。
- ・ ごみの減量に関する計画を策定し、計画的にごみの排出抑制・減量化を図る。
- ・ 従業員に対する研修会や講習会などを通じてごみに対する意識の転換を図る。
- ・ OA紙などのリサイクルに努める。
- ・ ダンボールや発泡トレイの拠点回収などリサイクルへの協力を行う。

(3) 町村・本組合の取り組み

- ・ 率先してごみ排出抑制・リサイクル、再生品の利用に取り組む。
- ・ ごみの発生・排出抑制、リサイクルに関する環境教育や啓発活動を行う。
- ・ 再生商品・再利用商品などの利用拡大に向けた啓発やイベントを行う。
- ・ 住民や事業者が行うごみの減量化・リサイクルの取り組みに対する支援や情報提供を行う。
- ・ リサイクル活動などに対する支援を行う。
- ・ 多量ごみ排出事業者に対してごみ減量化に関する計画の策定を指導する。
- ・ 自主的な地域リサイクル活動を推進するため、廃棄物減量等推進員制度の導入を検討する。

施策 1-2 ごみ排出抑制・リサイクルの普及啓発活動

(1) 広報誌による啓発

町村の広報誌は、住民にとって町村からの情報を得る最も身近なものである。定期的かつ全域に刊行される利点を活かし、ごみ減量・リサイクルの普及啓発を行い、ごみに対する意識の向上を図る。

(2) 冊子による啓発

住民向け、事業者向け、子供向けなど対象に応じた冊子を作成・活用し、ごみ減量・リサイクルの促進やごみの排出マナーの向上に関する啓発を行う。

(3) その他

ごみ処理施設の見学会、ごみに関する標語やポスター展、防災無線や有線 TV などを活用して情報提供を行い、ごみ排出抑制やリサイクルの必要性について認識を深めてもらう。

施策 1-3 リサイクル活動の支援

(1) 集団回収への支援

町内会などが自発的に行っている集団回収は、排出段階での減量に効果があるばかりでなく、地域住民への啓発活動の一つとしての効果も期待できる。集団回収を促進するため、奨励金の交付、優良団体の表彰、集積場所や回収機材の貸与などの支援を行う。

(2) 生ごみ自家処理の推進

家庭から排出されるごみの中で生ごみが占める割合は大きい。この減量策としてコンポスト容器や生ごみ処理機による自家処理が非常に有効であることから、助成制度などによりその普及促進に努めていく。

施策 1-4 事業系ごみの自家処理・排出抑制の推進

事業系一般廃棄物は、事業所の形態により同じ性状のごみが多量に排出される特徴がある。生ごみ排出抑制のための業務用生ごみ処理機の設置、紙類排出抑制のための古紙再生業者への引き渡しなど、事業系一般廃棄物の自家処理・排出抑制の推進を図る。

基本方針2：排出されたごみのリサイクルを推進する

施策 2-1 資源ごみの分別収集の推進

(1) 資源ごみの分別収集対象品目の拡大

平成12年度より資源ごみの分別収集を開始し、現リサイクルセンターが稼動した平成20年5月から資源ごみの対象品目を増やしてリサイクルを進めてきた。平成30年から小型家電（10品目）のリサイクルを開始した。今後はリサイクル品の量、質の向上の推進を図る。

施策 2-2 不燃・粗大ごみからの有価物回収

破碎施設において、引き続き不燃・粗大ごみとして排出されたごみの中から鉄、アルミ類を選別し並びに埋立処分量の削減を図る。

施策 2-3 関連法令に基づくりサイクルの推進

資源有効利用促進法、家電リサイクル法、食品リサイクル法など関連法令に基づいたリサイクルを確実に実施し、ごみ処理量の減少及び埋立処分量の削減を図る。

基本方針3：リサイクルができないごみの適正処理を推進する

施策 3-1 適切な中間処理の実施

(1) 中間処理施設の整備

平成30年4月から新中間処理施設が稼働しているが、今後は施設の維持管理、整備においては、関係法令を遵守することはもとより、地域住民及び周辺環境に十分配慮し、計画的に取り組んでいく。

施策 3-2 計画的な埋立処分の実施

(1) 旧最終処分場の適切な維持管理

平成8年12月から埋立処分を行ってきた旧最終処分場（老古美）は、令和元年度に「埋立処分終了届」を北海道に提出した。今後は廃止に向け、引き続き適切な維持管理を実施していく。廃止基準を満たした場合、「一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書」を北海道へ提出し基準適合が確認されると施設廃止となる。

(2) 新最終処分場の整備

新処分場は平成27年9月に供用開始しており、今後の整備においては、関係法令を遵守することはもとより、地域住民及び周辺環境に十分配慮し、計画的に取り組んでいく。

2. 収集運搬計画

2-1 収集運搬する範囲

収集運搬は、構成町村の全域を対象とする。収集運搬するごみの種類は、家庭系ごみを対象とする。事業系一般廃棄物については、施設へ直搬搬入するか、もしくは許可業者に委託することを原則とする。

2-2 収集運搬するごみの区分及び種類

現在の分別区分である可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの分別とする。資源ごみの対象品目は、現在のびん（無色びん・茶色びん・その他びん）、缶（アルミ缶・スチール缶）、ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、ペットボトル、その他プラスチック製容器とする。また小型家電については、各町村での窓口回収として衛生組合にてとりまとめ、認定業者へ引き渡すこととする。

2-3 収集運搬の実施主体

収集運搬は、引き続き構成町村が実施する。

2-4 収集運搬する量

計画目標年次における分別区分ごとの収集運搬量（計画収集ごみ量）を表 8-1 に示す。

表 8-1 計画目標年次（令和 15 年度）における収集運搬量
(単位：t/年)

区 分	可燃ごみ	不燃・粗大ごみ	資源ごみ	合 計
岩内町	2,339	667	339	3,345
共和町	857	223	144	1,224
泊 村	408	79	20	507
神恵内村	185	26	10	221
合 計	3,789	995	513	5297

3. 中間処理計画

3-1 可燃ごみの処理

可燃ごみは、岩内地方清掃センターで焼却処理する。定期的な点検整備・補修を行いながら、適正処理に努める。

表 8-2 岩内地方清掃センター焼却施設の概要

位置	岩内町字敷島内 715 番地 4	
施設規模	30t/日 (2.14t/h・炉×1 炉×16 時間)	
燃焼設備	ストーカー式焼却炉	
排ガス処理設備	有害ガス除去設備+バグフィルター	
飛灰処理装置	キレート処理	
排ガス達成値	ばいじん	0.08 g/Nm ³
	塩化水素	700mg/Nm ³
	硫黄酸化物	K 値 17.5
	窒素酸化物	250ppm
	ダイオキシン類	1ng-TEQ/Nm ³

3-2 不燃・粗大ごみの処理

不燃・粗大ごみは、岩内地方清掃センター破砕施設で破砕・選別・圧縮処理する。定期的な点検整備・補修を行いながら、適正処理に努める。

表 8-4 破砕施設の概要

位置	岩内町字敷島内 715 番地 4
施設規模	7t/5h
破砕種類	低速・高速回転式破砕機
選別装置	磁選機、アルミ選別機、トロンメル
除じん装置	サイクロン+バグフィルター

3-3 資源ごみの処理

資源ごみは、リサイクルセンターにて資源化处理する。

位置	岩内町字敷島内 837	
施設規模	4.9t/日	
資源化方式	缶	鉄とアルミに選別し、圧縮・保管
	びん	3色に色分けし保管
	ペットボトル	圧縮・保管
	その他プラ製容器	圧縮・保管
	ダンボール	梱包・保管
	新聞紙	梱包・保管
	雑誌	梱包・保管
	紙パック	梱包・保管

表 8-6 現リサイクルセンターの概要

3-4 中間処理する量

計画目標年次における中間処理量を表 8-7 に示す。

表 8-7 計画目標年次（令和 15 年度）における中間処理量
(単位：t/年)

区 分	処 理 量
可燃ごみ処理	3,789
不燃・粗大ごみ処理	995
資源ごみ処理	513

4. 最終処分計画

4-1 最終処分の方法・対象物

最終処分の方法は埋立処分とし、中間処理残さ、水処理汚泥、し尿処理汚泥等を埋立処分する。

表 8-8 旧現最終処分場の概要

所在地	共和町老古美 745-1	
埋立期間	平成 8 年 12 月～平成 30 年 3 月	
処理能力	埋立容量 45,000m ³	
処理方式	準好気性埋立（サンドイッチ方式）	
主要設備	貯留構造物	土堰堤
	しゃ水構造	高密度ポリエチレンシート
	浸出水処理	処理量 20m ³ /日 処理方式：回転円板＋凝集沈殿＋砂ろ過
	その他	浸出水調整池、飛散防止設備、ガス抜き設備ほか

表 8-9 現最終処分場の概要

所在地	岩内町敷島内 715-1	
埋立開始	平成 27 年 4 月	
処理能力	埋立容量 23,509m ³	
処理方式	平地層状埋立（被覆型準好気性埋立）	
主要設備	貯留構造物	鉄筋コンクリート構造
	しゃ水構造	二重遮水シート＋漏洩検知システム
	浸出水処理	処理量 10m ³ /日 処理方式：接触曝気＋凝集沈殿＋砂ろ過

4-2 最終処分する量

計画目標年次における最終処分量を表 8-10 に示す。

表 8-10 計画目標年次（令和 15 年度）における最終処分量

（単位：t/年）

区分	焼却残さ	破碎残さ	埋立限定ごみ	その他	合計
最終処分量	747	253	8	4	1,012

5. その他の計画

5-1 災害廃棄物対策

災害廃棄物の処理については事前に計画を策定し、有事に備えておく必要がある。震災に関しては「震災廃棄物対策指針」（平成10年10月、厚生省）、水害に関しては「水害廃棄物対策指針」（平成17年6月、環境省）が示されている。本組合においてもこれら指針に基づき、防災体制の整備、災害発生時の対応、災害復旧・復興対応について検討する。

災害時は、多量の廃棄物が排出される。廃棄物処理施設への一時期の多量搬入は、その処理や交通の確保が困難である場合等が考えられることから、廃棄物の分別作業や一時保管を行う仮置場を被災町村に検討する。

災害発生時には、本組合の廃棄物処理施設の被災状況を把握し、施設ごとに修繕等必要な復旧作業を行う。焼却施設などの処理能力を把握して、施設で不足する部分については、他町村や民間施設の協力を得て処理を行う。

5-2 海岸漂着物対策

近年、外国由来のものを含む海岸漂着物（漂流・漂着ごみ）が日本各地で問題となっており、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが懸念されている。このため、海岸漂着物の円滑な処理とその発生抑制を図るための法律「海岸漂着物処理推進法」（平成21年7月）が公布され、この法律による「国の基本方針」に基づき、北海道では今年度「地域計画」を策定することとしている。この地域計画に基づき、発生抑制・適正処理に努めていくものとする。

5-3 感染性廃棄物対策

感染性廃棄物は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成21年5月改訂、環境省）に基づき処理する。医療機関などの事業活動に伴い生じた感染性廃棄物の処理は、排出事業者が自らの責任において適正に処理するものとする。

また、新型インフルエンザの発生に伴う廃棄物は、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月、環境省）に基づき処理する。

在宅医療廃棄物の取扱いについては、次の事項について検討し実施する。

〔鋭利なもの（注射針・点滴針） 医療機関等が回収し処理

- ①往診や訪問医療の治療で使用した注射針や点滴針などは、医療機関が回収する。
- ②ペン型自己注射針及びペン型以外の自己注射針は、医療機関や調剤薬局が回収する。

〔鋭利でないもの〕 町村等が回収し処理

①プラスチック類：バッグ類、チューブ類、カテーテル類、注射筒など

②布・紙類：ガーゼ類、脱脂綿類、紙おむつ類

※①、②は、汚物や残った液などを捨て、ポリ袋に入れて縛り、可燃物のごみ袋に入れる。

③びん類・缶類：栄養剤・点滴ボトルなどは、残液を捨て、不燃物のごみ袋に入れる。

5-4 不法投棄対策

過去10年間の一般廃棄物の不法投棄の件数は、平成25年度からは減少傾向で推移してきている。令和2年度は北海道全体で8,044件であった。

構成町村及び後志地域廃棄物不法処理対策戦略会議と緊密に連携して、広報誌や防災無線などによる広報啓発活動や、監視パトロール活動、一斉美化活動などにより不法投棄防止を図っていくものとする。また、不法投棄された廃棄物については、投棄者などに対する撤去指導など適切な対応を行っていく。

6. ごみ処理フロー

計画目標年次におけるごみ処理フローを図8-4に示す。

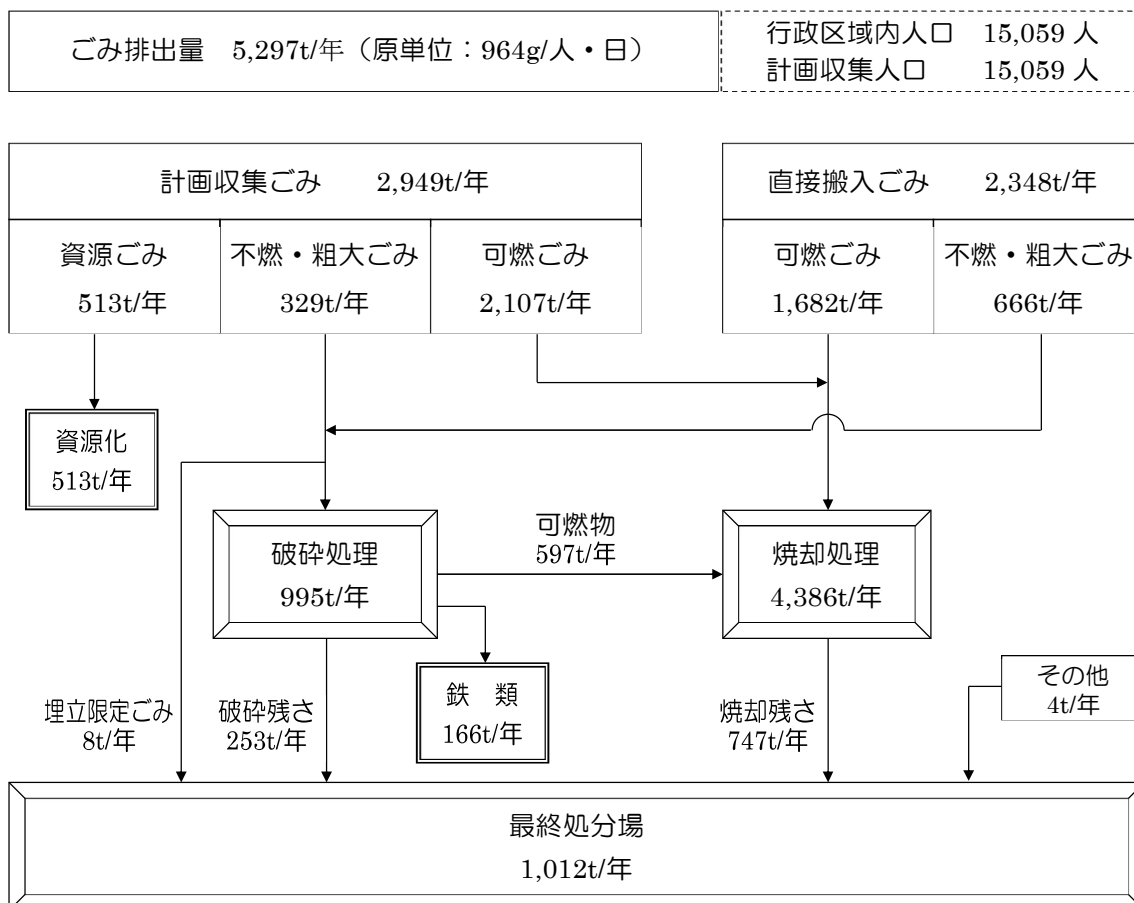


図8-4 ごみ処理フロー（令和15年度）

資料編

資料 1	構成町村別ごみ排出量実績	資料 1
------	--------------------	------

資料1. 構成町村別ごみ排出量実績

※エクセルデータ添付 H21～R15 までの4町村人口実績推計、ごみ量実績推計

岩内町																
年度	人口(人)	97.76 人口減少率	計画収集ごみ				直接搬入ごみ			合計				(原単位)		
			可燃	不燃・粗大	資源	計	可燃	不燃・粗大	計	可燃	不燃・粗大	資源	計	全体	計画収集	直接搬入
H21	15,086		2,459	307	778	3,544	1,829	340	2,169	4,288	647	778	5,713	1,037	644	394
22	14,874	98.59	2,390	330	750	3,470	1,760	389	2,149	4,150	719	750	5,619	1,035	639	396
23	14,595	98.12	2,288	319	703	3,310	1,782	430	2,212	4,070	749	703	5,522	1,037	621	415
24	14,287	97.89	2,227	309	690	3,226	1,783	421	2,204	4,010	730	690	5,430	1,041	619	423
25	14,013	98.08	2,195	310	675	3,180	1,859	558	2,417	4,054	868	675	5,597	1,094	622	473
26	13,586	96.95	2,107	295	643	3,045	1,779	570	2,349	3,886	865	643	5,394	1,088	614	474
27	13,256	97.57	2,012	292	625	2,929	1,754	602	2,356	3,766	894	625	5,285	1,092	605	487
28	13,076	98.64	1,914	269	577	2,760	1,628	660	2,288	3,542	929	577	5,048	1,058	578	479
29	12,796	97.86	1,869	259	542	2,670	1,551	738	2,289	3,420	997	542	4,959	1,062	572	490
30	12,473	97.48	1,869	287	487	2,643	1,418	703	2,121	3,287	990	487	4,764	1,046	581	466
R1	12,178	97.63	1,857	289	468	2,614	1,540	525	2,065	3,397	814	468	4,679	1,053	588	465
2	11,814	97.01	1,814	289	464	2,567	1,448	575	2,023	3,262	864	464	4,590	1,064	595	469
3	11,658	98.68	1,756	271	469	2,496	1,408	559	1,967	3,164	830	469	4,463	1,049	586	462
4	11,222	96.26	1,716	266	460	2,442	1,433	589	2,022	3,149	855	460	4,464	1,090	596	494
5	10,986	97.90	1,614	240	424	2,278	1,417	641	2,058	3,031	881	424	4,336	1,081	568	513
6	10,740		1,579	234	414	2,227	1,290	583	1,873	2,869	817	414	4,100	1,046	568	478
7	10,500		1,543	228	406	2,177	1,262	570	1,832	2,805	798	406	4,009	1,046	568	478
8	10,265		1,508	223	397	2,128	1,234	557	1,791	2,742	780	397	3,919	1,046	568	478
9	10,035		1,474	218	389	2,081	1,206	544	1,750	2,680	762	389	3,831	1,046	568	478
10	9,811		1,443	214	377	2,034	1,180	532	1,712	2,623	746	377	3,746	1,046	568	478
11	9,591		1,409	209	370	1,988	1,153	521	1,674	2,562	730	370	3,662	1,046	568	478
12	9,377		1,377	204	363	1,944	1,127	509	1,636	2,504	713	363	3,580	1,046	568	478
13	9,167		1,349	200	351	1,900	1,102	498	1,600	2,451	698	351	3,500	1,046	568	478
14	8,962		1,316	195	347	1,858	1,077	486	1,563	2,393	681	347	3,421	1,046	568	478
15	8,761		1,286	191	339	1,816	1,053	476	1,529	2,339	667	339	3,345	1,046	568	478

共和町																
年度	人口(人)	98.45 人口減少率	計画収集ごみ				直接搬入ごみ			合計				(原単位)		
			可燃	不燃・粗大	資源	計	可燃	不燃・粗大	計	可燃	不燃・粗大	資源	計	全体	計画収集	直接搬入
H21	6,643		726	112	236	1,074	446	113	559	1,172	225	236	1,633	673	443	231
22	6,566	98.84	713	117	228	1,058	440	123	563	1,153	240	228	1,621	676	441	235
23	6,471	98.55	717	120	222	1,059	451	141	592	1,168	261	222	1,651	699	448	251
24	6,407	99.01	695	117	219	1,031	495	154	649	1,190	271	219	1,680	718	441	278
25	6,337	98.91	700	118	205	1,023	494	184	678	1,194	302	205	1,701	735	442	293
26	6,258	98.75	680	114	194	988	497	233	730	1,177	347	194	1,718	752	432	320
27	6,139	98.10	665	96	178	939	491	231	722	1,156	327	178	1,661	741	419	322
28	6,022	98.09	650	99	178	927	510	249	759	1,160	348	178	1,686	767	422	345
29	5,969	99.12	644	89	172	905	488	305	793	1,132	394	172	1,698	779	415	364
30	5,842	97.87	644	99	167	910	461	195	656	1,105	294	167	1,566	734	427	308
R1	5,773	98.82	646	91	167	900	462	158	620	1,108	249	167	1,520	721	427	294
2	5,664	98.11	658	95	179	883	452	166	618	1,110	261	179	1,501	726	427	299
3	5,570	98.34	647	99	179	868	443	152	595	1,090	251	179	1,463	720	427	293
4	5,458	97.99	646	101	172	851	434	178	612	1,080	279	172	1,463	734	427	307
5	5,340	97.84	620	89	166	832	439	183	622	1,059	272	166	1,454	746	427	319
6	5,257	98.45	572	83	164	819	417	173	590	989	256	164	1,409	734	427	307
7	5,176	98.45	565	81	161	807	409	171	580	974	252	161	1,387	734	427	307
8	5,096	98.45	554	80	160	794	403	168	571	957	248	160	1,365	734	427	307
9	5,017	98.45	547	79	156	782	397	165	562	944	244	156	1,344	734	427	307
10	4,940	98.45	538	78	154	770	390	163	553	928	241	154	1,323	734	427	307
11	4,863	98.45	530	76	152	758	385	160	545	915	236	152	1,303	734	427	307
12	4,788	98.45	521	75	150	746	379	158	537	900	233	150	1,283	734	427	307
13	4,714	98.45	514	74	147	735	373	155	528	887	229	147	1,263	734	427	307
14	4,641	98.45	504	73	146	723	367	153	520	871	226	146	1,243	734	427	307
15	4,569	98.45	496	72	144	712	361	151	512	857	223	144	1,224	734	427	307

資料編

泊村																	
年度	人口(人)	97.84 人口減少率	計画収集ごみ				直接搬入ごみ				合計				(原単位)		
			可燃	不燃・粗大	資源	計	可燃	不燃・粗大	計	可燃	不燃・粗大	資源	計	全体	計画収集	直接搬入	
H21	1,960		584	104	33	721	310	44	354	894	148	33	1,075	1,503	1,008	495	
22	1,911	97.50	594	108	29	731	269	53	322	863	161	29	1,053	1,510	1,048	462	
23	1,883	98.53	594	111	25	730	262	41	303	856	152	25	1,033	1,502	1,062	441	
24	1,836	97.50	583	117	25	725	278	40	318	861	157	25	1,043	1,556	1,082	475	
25	1,794	97.71	557	125	25	707	328	52	380	885	177	25	1,087	1,660	1,080	580	
26	1,751	97.60	535	115	23	673	329	50	379	864	165	23	1,052	1,646	1,053	593	
27	1,736	99.14	502	117	22	641	310	63	373	812	180	22	1,014	1,600	1,011	589	
28	1,717	98.91	521	131	33	685	335	60	395	856	191	33	1,080	1,723	1,093	630	
29	1,664	96.91	296	48	33	377	342	76	418	638	124	33	795	1,309	621	688	
30	1,637	98.38	279	59	29	367	287	61	348	566	120	29	715	1,197	614	582	
R1	1,592	97.25	279	58	29	357	285	39	324	564	97	29	681	1,172	614	558	
2	1,549	97.30	269	58	34	347	283	39	322	552	97	34	669	1,183	614	570	
3	1,523	98.32	261	57	33	341	262	39	301	523	96	33	642	1,155	614	541	
4	1,463	96.06	254	57	29	328	259	40	299	513	97	29	627	1,174	614	560	
5	1,443	98.63	238	55	25	323	273	44	317	511	99	25	640	1,215	614	602	
6	1,412	97.84	236	55	25	316	259	42	301	495	97	25	617	1,197	614	584	
7	1,381	97.84	231	54	25	310	253	41	294	484	95	25	604	1,197	614	583	
8	1,351	97.84	227	53	23	303	247	40	287	474	93	23	590	1,197	614	582	
9	1,322	97.84	222	51	23	296	243	39	282	465	90	23	578	1,197	614	584	
10	1,294	97.84	217	50	23	290	237	38	275	454	88	23	565	1,197	614	582	
11	1,266	97.84	212	49	23	284	232	37	269	444	86	23	553	1,197	614	582	
12	1,238	97.84	208	48	22	278	226	37	263	434	85	22	541	1,197	614	582	
13	1,212	97.84	203	47	22	272	221	36	257	424	83	22	529	1,197	614	581	
14	1,186	97.84	199	46	21	266	217	35	252	416	81	21	518	1,197	614	582	
15	1,160	97.84	195	45	20	260	213	34	247	408	79	20	507	1,197	614	583	

神恵内村																	
年度	人口(人)	97.38 人口減少率	計画収集ごみ				直接搬入ごみ				合計				(原単位)		
			可燃	不燃・粗大	資源	計	可燃	不燃・粗大	計	可燃	不燃・粗大	資源	計	全体	計画収集	直接搬入	
H21	1,077		241	30	23	294	5	0	5	246	30	23	299	761	748	13	
22	1,038	96.38	249	33	25	307	87	4	91	336	37	25	398	1,051	811	240	
23	1,013	97.59	230	33	21	284	91	6	97	321	39	21	381	1,030	767	262	
24	990	97.73	218	33	21	272	95	6	101	313	39	21	373	1,031	752	280	
25	970	97.98	216	39	23	278	93	7	100	309	46	23	378	1,067	784	282	
26	942	97.11	204	44	20	268	99	6	105	303	50	20	373	1,084	779	305	
27	909	96.50	197	38	20	255	94	7	101	291	45	20	356	1,072	767	304	
28	899	98.90	193	37	18	248	91	12	103	284	49	18	351	1,070	756	314	
29	882	98.11	192	33	14	239	85	11	96	277	44	14	335	1,040	742	298	
30	849	96.26	191	37	13	241	84	5	89	275	42	13	330	1,064	777	287	
R1	817	96.23	190	38	11	232	82	4	86	272	42	11	318	1,066	777	288	
2	798	97.67	179	33	16	226	77	5	82	256	38	16	308	1,057	777	282	
3	783	98.12	189	38	10	222	78	11	89	267	49	10	311	1,088	777	311	
4	772	98.60	175	29	13	219	81	9	90	256	38	13	309	1,097	777	319	
5	742	96.11	174	28	12	210	80	7	87	254	35	12	297	1,097	777	321	
6	723	97.38	165	27	13	205	70	6	76	235	33	13	281	1,064	777	288	
7	704	97.38	162	26	12	200	67	6	73	229	32	12	273	1,064	777	284	
8	685	97.38	157	25	12	194	66	6	72	223	31	12	266	1,064	777	288	
9	667	97.38	154	25	10	189	64	6	70	218	31	10	259	1,064	777	287	
10	650	97.38	150	24	10	184	63	5	68	213	29	10	252	1,064	777	287	
11	633	97.38	146	23	10	179	62	5	67	208	28	10	246	1,064	777	290	
12	616	97.38	142	23	10	175	59	5	64	201	28	10	239	1,064	777	285	
13	600	97.38	138	22	10	170	58	5	63	196	27	10	233	1,064	777	288	
14	584	97.38	134	22	10	166	56	5	61	190	27	10	227	1,064	777	286	
15	569	97.38	130	21	10	161	55	5	60	185	26	10	221	1,064	777	289	